男女共同参画プランは、市民の皆さんと共に推進します

市民の役割

●男女共同参画社会づくりについての講演会や講座などに積極的に参加し、意識を高めましょう。
●性別を問わず、子育て、介護、家事、ＰＴＡ活動、地域活動等に積極的に参加しましょう。
●性別を問わず、政策や方針決定の過程に積極的に参画しましょう。

教育に携わる者の役割

※教育に携わる者＝社会のあらゆる分野において教育活動を行う者

●学校教育においてジェンダーを意識した男女平等教育の推進を図りましょう。
●男女共同参画概念を深める研修に参加しましょう。

事業者の役割

●企業は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に努めましょう。
●企業は、仕事と生活の両立ができる就労環境の整備に努めましょう。

拠点施設（さんぴあ）の役割

●男女共同参画プランに基づいた講座の企画及び運営を行います。
●男女共同参画に関する情報の収集・提供を行います。

【施設案内】
日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム『さんぴあ』
電話：0982-50-0300
住所：日向市中町1-31
文化交流センター小ホール棟２階

ひとりで悩んでいませんか？ ＤＶを始め様々な悩みの相談を受けています

日向市男女共同参画社会づくり推進ルーム「さんぴあ」相談室
電話番号　０９８２－５５－１６６０（相談専用）　※男性の相談も受け付けています
相談時間（電話・面接）月・火・木・金（13：00～16：00）祝日・年末年始を除く

第５次日向市男女共同参画プランの詳細は、日向市ホームページをご覧ください。
http://www.city.hyuga.miyazaki.jp/

第５次日向市男女共同参画プラン概要版
日向市総合政策部地域コミュニティ課
〒883−8555 宮崎県日向市本町10番５号 TEL 0982−52−2111（代表） FAX 0982−56−0018

「一人ひとりが大切にされるまち日向市」を目指して

第５次日向市男女共同参画プラン
概　要　版

（計画期間　平成 29 年度～平成 33 年度）

計画策定の趣旨

本計画は、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むべき施策を具体的に示し、総合的かつ計画的に推進するための指針となるよう策定しました。

男女共同参画社会とは？

本市では、「日向市男女共同推進条例」の基本理念に基づき、性別にかかわらず、全ての人の人権が尊重され、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指しています。

男女共同参画社会は、男女平等を当然の前提としたものであり、男女平等を実質的に実現するためには、あらゆる分野における女性の意思決定への参加、すなわち「参画」が極めて重要です。

平成２９年３月
宮崎県日向市

基本目標Ⅰ　男女共同参画社会に向けた基盤整備

主要課題１　男女共同参画の浸透を図る教育・学習機会の充実
主要課題２　「男女の人権の尊重」を踏まえた人権に関する教育・学習の充実
主要課題３　男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

【現状を示すデータ】平成２７年度市民意識調査　「男性は外で働き、女性は家庭を守るべきである」といった性別によって役割を固定する考え方について、どう思いますか。

数値目標項目（抜粋）	現状 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
固定的性別役割分担意識に捕らわれない市民の割合	50.5%	60%
「家庭生活の場で男女が平等になっている」と感じる割合	35.9%	50%

基本目標Ⅱ　あらゆる分野における女性の活躍

※基本目標Ⅱを「女性活躍推進法に基づく日向市推進計画」に位置づけています

主要課題４　働く場における女性参画推進と「仕事と生活の調和」に向けた就業環境の整備
主要課題５　多様化する家族形態への対応と困難を抱えた人に対する環境整備
主要課題６　政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
主要課題７　男女共同参画の視点に立った地域づくり・防災体制の推進

【現状を示すデータ】平成２７年度市民意識調査
男性の育児休業取得率が低い理由は何だと思いますか。（○は２つまで）

数値目標項目（抜粋）	現状 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
女性活躍推進法における一般事業主行動計画策定届出数（従業員 300 人以下の企業）	―	20 社
審議会等委員に占める女性の割合	22.9%	40%

基本目標Ⅲ　安全・安心な暮らしの実現

主要課題８　女性の人権を侵害するあらゆる形態の暴力の防止と救済に向けた環境の整備
主要課題９　セクシュアルハラスメント及び性犯罪の防止
主要課題１０　生涯を通じた心身の健康保持の支援

【現状を示すデータ】宮崎県女性相談所における相談件数の推移

【現状を示すデータ】平成２７年度市民意識調査　「あなたは身近なところ（学校・職場・地域活動）で、セクシュアルハラスメント（性的嫌がらせ）を自分が受けたり、あるいは見たり聞いたりしたことがありますか。」（複数回答可）

数値目標項目（抜粋）	現状 平成 27 年度	目標値 平成 33 年度
ＤＶ被害を受けた人のうち、誰かに相談した人の割合	男性 39.1% 女性 60.3%	男性 50.0% 女性 70.0%
デートＤＶ防止講座の実施回数	１回	３回

ＤＶは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です

ＤＶ（ドメスティックバイオレンス）は、配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力のことです。暴力には、身体的な暴力だけでなく、精神的・性的暴力なども含まれ、それらが複雑に絡み合って被害者の心と体を傷つけます。